

## 大槌町起業人材育成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大槌町は、起業、出店及び事業承継を支援し、経済基盤の維持向上及び就業機会の確保を図り、まちのにぎわいを創出するため、大槌町内において新たに起業、出店及び事業を承継する者に対し、大槌町補助金交付規則(昭和38年大槌町規則第12号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 申請時点において、開業日(法人においては会社設立日)から1年未満且つ事業所等での事業(営業)を開始していないことをいう。
- (2) 出店 町外で事業を営んでいる者が、町内に新たに事業所等を設置することをいう。
- (3) 事業承継

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 町内で新たに事業所等を設置し、起業、出店又は事業承継する者。
- (2) 住所地の市区町村税等の滞納がない者。なお、申請日から1年以内に転入した者であっても旧住所地の市区町村税等についても滞納がない者。
- (3) 営業に必要な許可等を取得している又は取得する見込みである者。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(同項第1号の営業を除く)及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行わない者。
- (5) 次に掲げる者でない者。

ア 個人にあっては、当該事業者が大槌町暴力団排除条例(平成27年大槌町条例第38号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員である者。

イ 会社にあっては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該会社の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 起業又は出店において、町内に既存の事業所等を有する者(町内での移転を含む)。
- (2) 仮設又は臨時の事業所等で事業を行おうとする者。
- (3) 反社会的な活動を行う者その他社会通念に照らし補助することが不相当である者
- (4) その他大槌町長(以下「町長」という。)が適切でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金額については、次のとおりとする。

- (1) 補助率 2分の1以内（千円未満の端数は、全額切り捨てる）
  - (2) 補助上限額 1,000千円（ただし、備品費は250千円を上限とする。）
- （補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、起業人材育成支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。
  - (1) 補助金により取得した資産を町長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を大槌町に納付させることがあること。
  - (2) 補助金により取得した資産は、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
  - (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度（補助事業終了の日後の4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。以下同じ。）から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
  - (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

- 3 町長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、起業人材育成支援補助金交付（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この期日を延長することができる。

- 2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。
- （変更の申請）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は金額の変更を行おうとするときは、起業人材育成支援補助金に係る変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、20%を超えない範囲における交付決定額の減額変更であって、事業計画の大幅な変更がない軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する申請について変更すべきものと認めるときは、その旨を第7条第3項の規定に準じて通知するものとする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第10条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、その旨を記載した申請書を、事業を中止又は廃止しようとする日の20日前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請に対し、申請事業を承認すべきものと認めるときは、申請事項を承認し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、起業人材育成支援補助金実績報告書（様式第4号）を、速やかに町長に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書きの規定により、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請していない場合で、前項の規定により実績を報告した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第6条第2項本文の規定により減額して申請した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

3 前項の規定による報告は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により第1項の規定による実績報告をした年度の3月31日までに行うものとする。

（補助金額の確定）

第12条 町長は、前条の実績報告等があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、起業人材育成支援補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた後、起業人材育成支援補助金請求書（様式第7号）を町長に提出し、町長は速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（1）補助金を他の用途に使用したとき。

（2）虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関して、規則若しくはこの要綱の規定に基づく町長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条第1項の規定により取消しを決定した場合又は第10条第2項の規定により廃止を承認した場合において、当該取消し又は廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第16条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じて、当該未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額)に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した資産を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換又は貸し付ける場合においては、あらかじめ、起業人材育成支援補助金に係る取得財産等の処分承認申請書(様式第8号)により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請について承認すべきものと認めるときは、起業人材育成支援補助金に係る取得財産等の処分承認通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

別表(第4条関係)

交付対象経費	補助限度額
① 事業に係る許可取得及び検査費用	1,000千円 (ただし、⑤は250千円を上限とする。)
② 事業に関連する講習受講料	
③ 専門家報酬(司法書士等)	
④ 広告宣伝費	
⑤ 備品費(汎用性の高いものは除く)	